

八幡市公用車管理システム運用業務にかかる公募型プロポーザル方式参加資格審査申請要領

八幡市が発注する八幡市公用車管理システム運用業務にかかる公募型プロポーザル方式の参加資格審査を『八幡市物品等の供給にかかる競争入札参加資格に関する要綱』に基づき行います。

参加を希望される方は、下記事項に十分留意の上、申請を行ってください。

なお、本申請は、令和7年度八幡市物品等の供給にかかる競争入札等参加資格（以下、「競争入札等参加資格」という。）を有していない場合に必要となります。競争入札等参加資格を有している場合、本申請は必要ありません。

1. 申請のできる者の資格等

次の各項目に定める資格及び要件を備えていなければ当該申請を行うことができません。

- （１）成年被後見人、被保佐人若しくは被補助人又は破産者で復権を得ていないものでないこと。
- （２）営業の開始に関し、官公庁の許可、認可、届出等（以下「許認可等」という。）を必要とする業務については、これを得ている者であること。
- （３）市税その他の納付金を滞納していない者であること。
- （４）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第３２条第１項各号に掲げる者でないこと。

ただし、次の各号のいずれかに該当して営業を承継し、営業の同一性を失うことなく引き続いて営業する場合は、前営業者の営業期間は、承継人による営業期間とみなします。

- ① 相続したとき。
- ② 前営業者が老齢又は疾病等により営業に従事できなくなった場合に、生計を一にする同居の親族が代わって営業するとき。
- ③ 個人営業者が会社を設立し、これにその営業を譲渡し、その会社の代表者に就任し、現にその任にあるとき。
- ④ 会社が組織を変更して、他の種類の会社となったとき

2. そ の 他

- ア. 申請書を提出後当該申請内容に変更を生じた場合は、速やかに変更届又は廃止の届を提出してください。
- イ. 法人にあって、支店長又は営業所長等に本プロポーザルにかかる権限を委任する場合は、委任状の提出が必要です。
- ウ. 本申請をもって、競争入札等参加資格を得ることはできません。

* 注意事項

1. 提出書類及び記載事項について不備のあるときは、受付できませんので留意の上、提出して下さい。
2. 審査に必要がある時は、「申請書類一覧表」に掲げる書類以外の書類等の資料を求めることがあります。この場合、その資料が別に指定する期限内に提出されないときは、事実確認が出来ないものとして受付できません。
3. 提出期間後の受付はできませんのでご注意ください。
4. 当該申請にかかる申請内容は、八幡市情報公開条例により開示の対象となります。

申請書類及び添付書類の記載要領

- 1 八幡市公用車管理システム運用業務にかかる公募型プロポーザル方式参加資格審査申請書（八幡市指定用紙）
 - ・この書類は、令和7年10月16日現在で作成する。
 - ・申請者は、本店(本社)の代表者とする
 - ・インク又はボールペンで記入する。（パソコン入力可）
 - ・①欄の記入について
本プロポーザルの参加にあたって、契約等に関する権限を支社・支店等に委任する場合のみ記入する。
 - ・②欄の記入について
主に行っている業務の営業形態について該当番号を○で囲む。
 - ・③欄の記入について
「資本金」は、法人にあっては添付した商業登記簿謄本の資本金の額を記入する。
「従業員数」は、常時雇用する役員を含む総従業員数を左欄に記入し、右欄は左欄の従業員数のうち、技術及び技能者数を記入する。
「売上高」は、直前1年間の決算による売上高を記入する。
「営業開始時期」は、当該申請にかかる営業を始めた時期を記入する。
- 2 委任状（八幡市指定用紙）
 - ・本プロポーザルの参加にあたって、支社・支店等に契約等に関する権限を委任する場合は、提出する。（委任者印、受任者印とも押印する。）
- 3 代表者印鑑証明書（発行官公庁の様式）（写可）

※発行後概ね3ヶ月以内のもの。
- 4 使用印鑑届（八幡市指定用紙）
 - ・市と取引をする際に使用する印鑑を届け出る。
なお、法人で受任者がある場合は、受任者が使用する印鑑を届け出る。
- 5 営業所一覧（任意様式、指定用紙のどちらでも可）
 - ・本店及び支店若しくは事務所等を記入する。

6 納税証明書（滞納、未納が無い証明書又は直前1営業年度分の未納額0の証明書）（発行官公庁の様式）（写可）

・市内業者（各1通）

法人…①八幡市税

②消費税（その3の3）

個人…①八幡市税

②消費税（その3の2）

・市外業者（各1通）

法人…①法人市町村民税

②法人事業税（都道府県税）

③消費税（その3の3）

個人…①個人市町村民税、

②個人事業税（都道府県税）

③消費税（その3の2）

※ 発行後概ね3カ月以内のものを提出する。

※ 法人市外業者の場合、①法人市町村民税及び②法人事業税証明書は、本社または委任先支店等のどちらか一方のものを提出する。その際、①と②は同一所在地のものであること。（例： 可；①委任先②委任先、不可；①本社②委任先）

7 登記簿謄本等（写可）（発行官公庁の様式）

・法人の場合…商業登記簿謄本（履歴事項全部証明書又は現在事項全部証明書）

・個人の場合…代表者の身元（身分）証明書（本籍地の市区町村で発行）

若しくは登録原票記載事項証明書（外国籍）

※ 発行後概ね3カ月以内のものを提出する。